

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.10
09年9月30日発行



支援する会、9月16日(水)浦和駅西口宣伝

埼玉県が救済、 生活保護の申請拒否は不当

県内の福祉事務所において、母子家庭の母親が「生活保護を受けた」と窓口を訪れましたが、生活保護を申請させてもらえませんでした(水際作戦)。申請を拒否されたことに対し、審査請求が提起され、審査の結果、埼玉県は9月3日「福祉事務所の対応は不当」と審査請求人の訴えを認めました。ここにその事例を紹介します。

事例の概要

① Aさんは、福祉事務

所を訪れ、「生活保護を受けたい」と伝えた。

②福祉事務所は、「働きなさい」とか「親族の援助を求めなさい」などの指導をする一方で、保護を申請する権利について説明せず、Aさんは書面による申請をすることができなかった。

③ Aさんは、口頭で申請を行ったにも関わらず、福祉事務所が何ら決定を行わないとして審査請求を行った。

埼玉県の判断

①口頭による保護開始申請は申請の意思を明確に表示することが求められているが、それ

が、保護の相談の中で行われる場合は、保護の実施機関の面接相談時の対応が適切であることが前提になる。

②保護の実施機関が面接相談時の対応が適切であると言うためには、生活保護制度の趣旨及び権利、義務等について説明を十分に行っていることを前提として、相談及び助言の内容及び申請意思の確認結果、票に記載がないことから、福祉事務所の説明義務の違反及び保護の申請意思の確認手続の不備が認められる。として、Aさんの訴えを認め、福祉事務所の決定を取り消しました。



③県は、福祉事務所が、保護申請権について十分な説明を行っていないこと、Aさんの保護の申請意思を確認した結果について面接記録票に記載がないことから、福祉事務所の説明義務の違反及び保護の申請意思の確認手続の不備が認められる。として、Aさんの訴えを認め、福祉事務所の決定を取り消しました。

第十一回口頭弁論と宣伝の日程

日時：〇九年十一月一六日(水)

午前十時〇〇分〜十時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場 所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

*時間は午前八時〜午前九時

埼玉県は、今回の申請権侵害の審査請求に対し、福祉事務所の下した決定の取消を行い、各市福祉事務所長及び各福祉保健総合センター所長あてに、「保護の相談における開始申請の取扱いについて」という文書を出しています。その中で以下の、留意事項を上げています。

埼玉県の留意事項

①生活保護制度の仕組みの説明について

面接時において、被保護者の権利、とりわけ保護を申請する権利についても、十分な説

明を行い、相談者の理解を求める必要があること。稼働能力や資産の活用など保護の要件のみを強調し、相談者の申請意思を妨げることのないよう留意すること。

②保護の申請意思の確認について

相談者の保護の申請意思は、生活保護に該当しないことが明らかの場合や、保護の申請権を有していない場合を除き、原則として、確認すべきものとされていること。

③面接記録票の記載について

面接記録票には、相談及び助言の内容と申請意思の確認結果、申請に至らなかつた理由等を相談票に記載し、申請権の侵害はもとより、申請権が侵害されていると疑われるような行為がないことを明らかにしておくことが必要。

今回の事例は、三郷

告(三郷市)に違法が

あつたことの説明がされました。

あたつて、事前宣伝を浦和駅西口で8時から9時まで行いました。

参加は、9団体から25名。チラシは、500枚を配布しました。

また、これまで、公正な判決を求める署名は、23,407筆さいたま地裁に提出。6月に提出後、3,870筆集まつており、引き続きの協力を呼びかけました。

本日の進行協議と今後の裁判進行

弁護士会館で進行協議の報告がされ、原告被告ともほぼ書面により主張は出尽くしており、今後は、人証調べに移行していく方向であること。また原告、被告も人証予定者を超えるが、証人が採用されるかは、今後の進行協議にかかるとなると報告されました。

支援する会からの報告とお願い

第10回口頭弁論

聴者の参加は、42名でした。

原告からは第9・第10準備書面、被告からは、第7準備書面が提出。口頭弁論は、第10準備書面について触れ、面接日ごとに被告(三郷市)に違法が

あつたことの説明がされました。

あたつて、事前宣伝を浦和駅西口で8時から9時まで行いました。

参加は、9団体から25名。チラシは、500枚を配布しました。

また、これまで、公正な判決を求める署名は、23,407筆さいたま地裁に提出。6月に提出後、3,870筆集まつており、引き続きの協力を呼びかけました。

本日の進行協議と今後の裁判進行

弁護士会館で進行協議の報告がされ、原告被告ともほぼ書面により主張は出尽くしており、今後は、人証調べに移行していく方向であること。また原告、被告も人証予定者を超えるが、証人が採用されるかは、今後の進行協議にかかるとなると報告されました。

支援する会からの報告とお願い

第10回口頭弁論

聴者の参加は、42名でした。

原告からは第9・第10準備書面、被告からは、第7準備書面が提出。口頭弁論は、第10準備書面について触れ、面接日ごとに被告(三郷市)に違法が

あつたことの説明がされました。



弁護士会館での裁判報告会



署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。